

福祉・介護のおしごと

始めるかたを

応援/します!

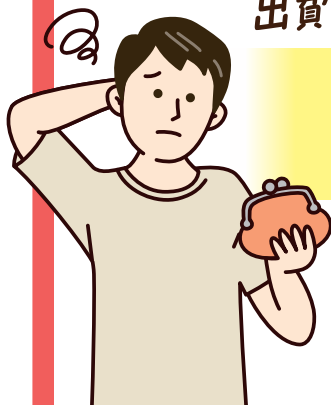


箕面市では、福祉・介護の仕事始めるかたに、「資格取得補助金」「就職支援補助金」を支給します。介護職員初任者研修(以下、研修)を受講・修了し、市内の介護保険サービスまたは障害福祉サービスの事業所で働くかたに、2つの補助金を合わせて最大22万円を支給!
福祉・介護の仕事で市民生活を支える“あなた”を応援します。

研修を修了し、対象事業所に
就職する(した)かた

「資格取得補助金」

研修を受けるにしても
出費がかさむなあ...



**最大7万円
を支給!**

研修の受講・教材費用相当額(最大7万円)を、補助金として支給します。

※4月1日以降に新たに市内対象事業所に就職し、研修を修了したかたが対象です。

さらに!

研修を修了し、対象事業所で
働き続けているかた

「就職支援補助金」

箕面市内の事業所で
自分の力を発揮したい!



**一律15万円
を支給!**

市内の対象事業所で6カ月以内に延べ320時間以上働いた*かたに、一律15万円を支給します。

※1日8時間・週5日勤務の場合、およそ2カ月で320時間になります。なお、1年間働き続けた場合は返還義務があります。

申込方法

補助金交付申請書(市ホームページ(右下QRコード)からダウンロード)に、必要な書類を添付し、みのおライフプラザ総合窓口へ提出してください。

興味を持たれたかた、まずはご連絡ください!

■希望の就職先が...

介護保険サービス事業所のかたは→高齢福祉課(☎727・9505)へ
障害福祉サービス事業所のかたは→障害福祉課(☎727・9514)へ

市外に住む
息子でも対象に
なるのかなあ...



介護職員
初任者研修って
なんだろう...

裏面をご覧ください!



補助金の対象になるかな? チェックしてみよう!

各補助金の全ての□に✓できれば、対象になります

資格取得補助金

- 令和8年4月1日以降に、新たに箕面市内の対象事業所に就職した、または就職が決まっている
- 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に、介護職員初任者研修を修了した=A
- 研修の受講費用を完納している=B
- 研修受講に関して、ほかの助成、補助を受けていない
- 過去に資格取得補助金を受け取ったことがない

就職支援補助金

- 令和8年4月1日以降に、新たに箕面市内の対象事業所に就職した
- 上記A・Bに当てはまる
- 令和8年4月1日以降に“研修を修了した日”と“箕面市内の対象事業所に就職した日”のいずれか遅い日から数えて6か月以内に、対象事業所での勤務時間が320時間を経過している(休職期間は除く)
- 就職支援補助金の交付申請をした日時点で、引き続き勤務している
- 箕面市内の対象事業所で、1年以上働き続ける予定である



介護職員初任者研修って、どんなことを学ぶの? 研修を受けると、どんなことができるようになるの?

“土・日に受講”や“短期間で修了”、“通信で受講”など、生活スタイルに合わせて、様々な受講方法が選べます!



介護職員初任者研修とは

- 国が介護職の入り口となる研修と位置づけ
- “介護の基本などの講義”や“こころとからだのしくみと生活支援技術などの実習”のカリキュラムを受講
- 130時間のカリキュラムを受講した後、筆記試験を受験
- 大阪府内のいろいろな会場で、毎月多数開催
- 通信で受講できるものもあり、研修期間も1～4か月などさまざま

研修修了後はどんなことができる?

- ヘルパー、デイサービス(通所施設)、グループホーム、老人ホームなど、介護保険や障害福祉のさまざま仕事ができます。

働ける仕事の幅が広いので、“ヘルパーとして働きたい”“すきま時間に働きたい”など、自身に合った働きかたができます!